

矢 作

やはぎ

地区計画のしおり

防災 減災
いのちを
守るために

Yahagi



地区計画の目標

本市西部に位置する当地区は、都市計画道路国道1号線や名鉄名古屋本線矢作橋駅を有する交通の便に恵まれた地区であり、交通結節点としての役割を担っています。その一方で、狭い道路や木造住宅の密集地が点在し、地震時の建物倒壊、延焼や道路の閉塞などの危険性が高く、避難・消防活動が困難であることが課題となっています。

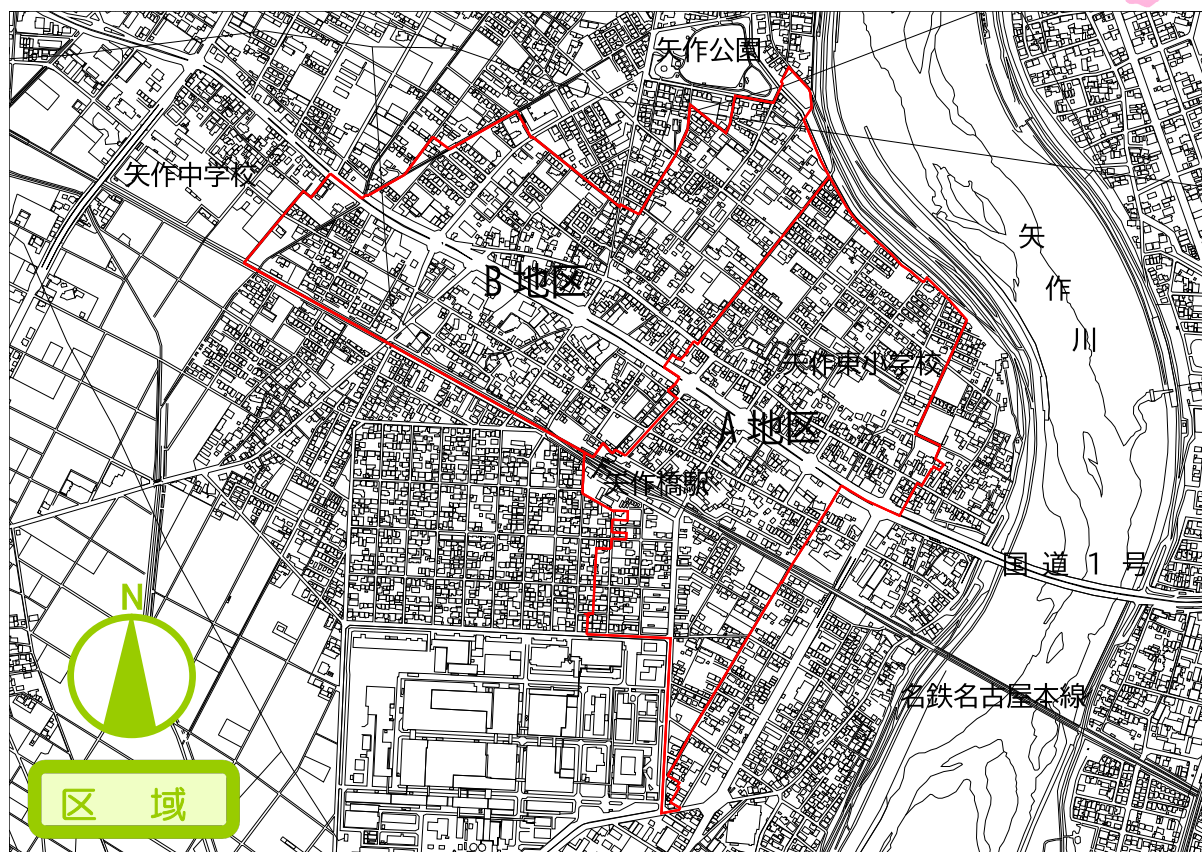
そこで、本計画では、地域と行政の連携により地震災害の危険性を軽減する空間・体制づくりに取り組むことを目指した「防災まちづくり方針」に基づいて、地域の防災性向上を図ることを目標とします。

土地利用の方針

当地区は、防災まちづくり方針に掲げる「みんなが使いやすい道路づくり」及び「災害に強い建物づくり」の実現を目指した土地利用を図ります。

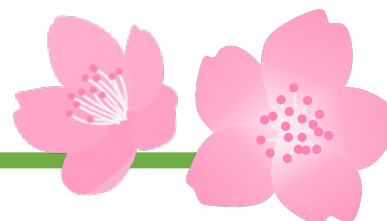
建築物等の整備方針

地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、災害時における被害の抑制及び円滑な避難や消防活動を確保するため、垣又はさくの構造の制限を定めます。



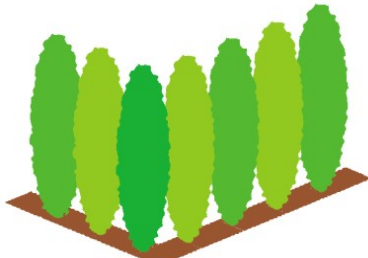
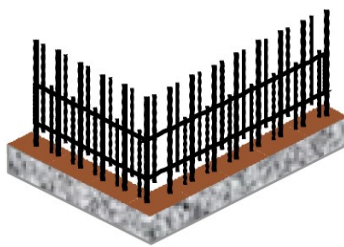
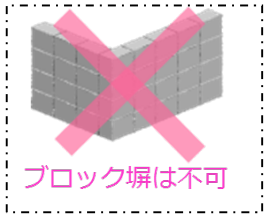
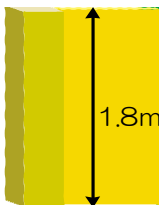
ルール 1

垣・さくの制限



災害時における被害の抑制及び円滑な避難や消防活動を確保するため、道路に面する部分に設置する垣又はさくの構造の制限を定めています。

ただし、上下水道施設、電気施設、電気通信施設、ガス施設、鉄道施設、調整池、ゴミステーション、その他公共施設又は公共性がある施設もしくは保安上必要と認められるものについては、この限りではありません。

地区の区分	垣・さくの構造
A地区 ・ B地区 (共通)	●道路に面する部分に設置する垣・さくの種類、構造は、生垣又は高さ1.5m以下のフェンス、鉄さく等 ※高さは敷地地盤面からの高さをいう   フェンス等 全高 1.5m 基礎は 30 cm以下  ブロック塀は不可 ×地震時に倒壊する危険のあるブロック塀は禁止。 ●ただし、以下のものは設置可能 ◎門・門に附属する塀。ただし、門に附属する塀は高さが1.8m以下、袖の長さが左右それぞれ2m以下のもの。   ◎フェンス等の基礎ブロック等で高さが0.3m以下のもの。

矢作地区計画

地区の 区 分	地区の 名 称	A地区	B地区
	地区の 面 積	約39.6ha	約43.6ha
垣又はさくの 構造の制限		敷地内に垣又はさくを設置する場合は次の各号に掲げるものとする。 ただし、上下水道施設、電気施設、電気通信施設、ガス施設、鉄道施設、調整池、ゴミステーション、その他公共施設又は公共性がある施設若しくは保安上必要と認められるものについてはこの限りではない。 1 道路に面する敷地内に垣又はさくを設置する場合は、生垣又は高さ（敷地地盤面からの高さを言う。以下同じ）が1.5m以下のフェンス、鉄さく等とする。ただし、フェンス等の基礎ブロック等で高さが0.3m以下のもの、門及び門に付随する塀にあってはこの限りでない。 2 門に付随する塀を設けるときは、その高さが1.8m以下、袖の長さが左右それぞれ2m以下のものでなければならない。	

地区計画区域内において、一定の行為を行う場合には、工事着手の30日前までに、岡崎市に届出が必要です。

●届出が必要な行為とは

- ・建築物の建築または工作物の建設
- ・土地の区画形質の変更
- ・建築物等の用途の変更

お問い合わせは…

岡崎市 都市政策部 都市計画課

〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地

TEL (0564) 23-6260 FAX (0564) 23-6514

